

公益社団法人神奈川県薬剤師会生涯学習認定制度規程

第1章 総則

第1条 公益社団法人神奈川県薬剤師会（以下、「本会」という）は、公益社団法人神奈川県薬剤師会生涯学習認定制度規程（以下、「本規程」という）を制定し、生涯学習認定制度の実施に必要な事項を定める。

第2章 研修

第2条 生涯学習の指標として日本薬剤師会が作成した「薬剤師に求められるプロフェッショナルスタンダード」（以下「PS」という）におけるヒューマニズム（倫理）、医薬品の適正使用（安全性、経済性）、地域住民の健康増進（薬物乱用防止、セルフメディケーション）、リスクマネジメント、法律制度の遵守の5分類を用いる。

第3条 生涯学習委員会は研修企画を円滑に行うために、研修企画基準を定める。

第4条 研修企画・運営小委員会は本会各委員会で企画された本会主催の研修会の年間予定を調整する。

2 研修企画・運営小委員会は各委員会から生涯学習認定制度実施要領第1項に定める申請について、前条の基準に基づき審査し、研修シールを発行する。

3 研修企画・運営小委員会は地域・職域薬剤師会と本会との共催の研修会について、生涯学習認定制度実施要領第1項に定めた申請がなされた場合、前条の基準に基づき審査し、研修シールを発行する。

第5条 本会は、研修会の予定を本会ホームページにて公開する。

第3章 申請・認定

第6条 薬剤師は、公益社団法人神奈川県薬剤師会生涯学習認定制度規程細則（以下、「本細則」という）第4条に定める単位を取得した場合、生涯学習履修認定の申請ができる。

2 薬剤師は、単位取得の記録及び申請のために、本会発行の研修シール及び他のCPC認証プロバイダー発行シールを使用できる。

第7条 薬剤師は、研修認定の申請に際し、「生涯学習記録」、「実習活動証明書」及び「取得単位数集計表」を本会生涯学習委員会認定薬剤師認定小委員会に提出する。

第8条 本会は、認定薬剤師認定小委員会において、薬剤師が提出した「生涯学習記録」の記載内容を審査し、本細則第5条に定める単位を取得したと認められる者を認定する。

2 本会は、認定された薬剤師に対し、生涯学習履修認定証及び徽章を交付する。

第9条 本会は、申請書式をホームページに掲載し、申請する薬剤師は必要書類を整え、随時、本

会宛郵送する。

第10条 薬剤師は、初めての認定単位取得から4年以内に新規認定申請を行う。

2 留学、産休・育休等、やむを得ない事情で4年を超えた場合、認定を希望する薬剤師は「生涯学習記録」、必要資料及び理由書を本会へ提出する。

3 前項の申請があった場合、認定薬剤師認定小委員会の協議を経て、本会会長が判断する。

4 本会は、第2項の申請に基づき提出された「生涯学習記録」を前項の認定後、当該薬剤師へ返却する。

第11条 生涯学習履修認定期間は、3年間とする。

第12条 認定薬剤師の審査・認定費用は、本会会員は5,100円（税込）、非会員は10,200円（税込）とする。

第4章 認定の更新・認定

第13条 生涯学習履修認定の更新を希望する薬剤師は3年ごとに更新申請を行わなければならない。なお、更新を行わない場合は、資格を喪失したものとみなす。

2 留学、産休・育休等、やむを得ない事情で3年を超えた場合、認定を希望する薬剤師は「生涯学習記録」、必要資料及び理由書を本会へ提出する。

第14条 薬剤師は、本細則第6条に定める単位を取得した場合、更新申請できる。

第15条 本会は、認定薬剤師認定小委員会において、薬剤師からの申請に基づき、これを審査・認定し、更新の生涯学習履修認定証及び徽章を交付する。

第16条 更新の審査・認定の費用は、本会会員は5,100円（税込）、非会員は10,200円（税込）とする。

第5章 認定の取消

第17条 絶対的欠格事由、また相対的欠格事由に該当した時や、薬剤師としての品位を損するような行為があった時は、認定を取消とする。

第6章 生涯学習の自己評価及び質の担保

第18条 生涯学習委員会委員長は本会が提供する生涯学習の質を担保するために生涯学習認定制度外部評価小委員会を設置する。

第19条 生涯学習認定制度外部評価小委員会は本会が主催及び共催した研修会について評価し、生涯学習委員会委員長に報告する。

第20条 生涯学習委員会は本会の提供する研修会の利益相反マネジメントを図るため、当面は倫理委員会に助言を求めるものとする。

第7章 規程の改廃

第21条 本規程の改廃は、本会理事会において行う。

第8章 補則

第22条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項は公益社団法人神奈川県薬剤師会生涯学習認定制度規程細則に定める。

附 則

(施行期日)

本規程は平成23年4月1日から施行する。

平成25年4月1日 本会の公益社団法人への移行に伴い改定する。

平成26年4月1日 本規程の認定要件の見直しに伴い改定する。

平成28年10月6日 本規程の認定要件の見直しに伴い改定する。

なお、改定規程の施行期日は別に定める。

平成28年11月10日 本規程の認定要件の見直しに伴い改定する。

なお、改定規程の施行期日は別に定める。

令和元年10月1日 本規程を消費税率変更に伴い改定する。

平成28年度中に公益社団法人神奈川県薬剤師会生涯学習認定制度規程に基づき取得した単位については、本規程の改定にかかわらず、旧制度により平成29年4月28日まで申請をすることができる。なお、この場合にあつては、認定審査も旧制度によることとなり、平成28年度分については旧制度の定める申請期間に所定の書類を完備して申請があつた分については、新制度施行後も旧規程によって、認定審査を実施し、併せて認定証等を発行できるものとする。